

## I. フロン対策の必要性

## II. フロン排出抑制法の概要

### (1) フロン製造業者

(2) 機器製造業者

(3) 管理者(ユーザーなど)

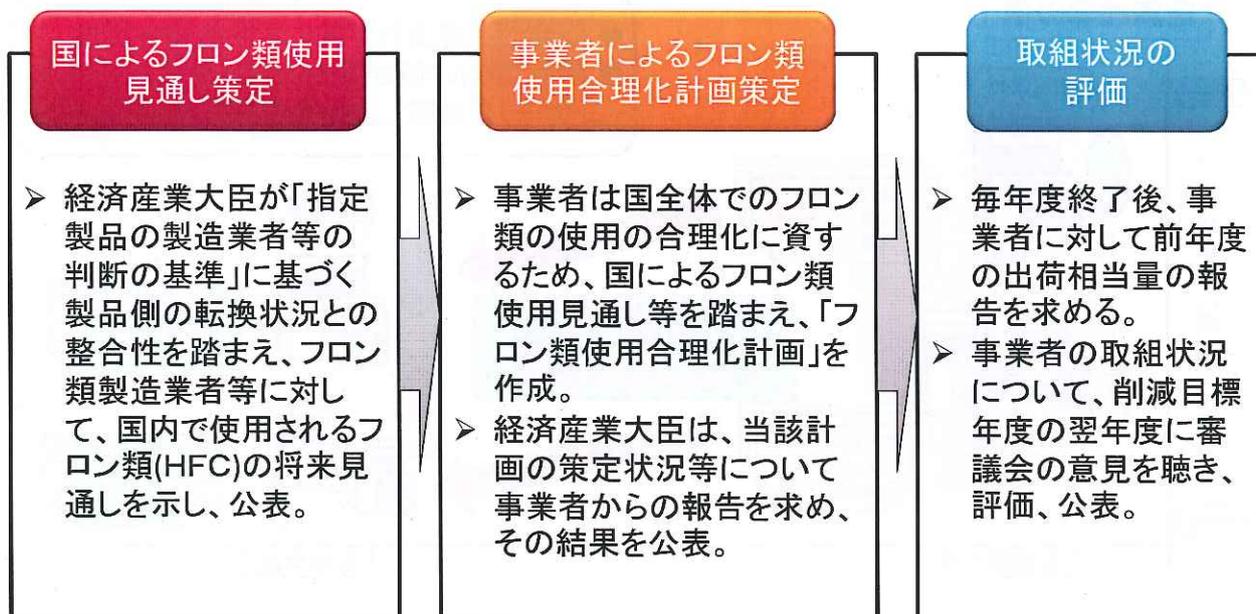
(4) 充填回収業者

(5) 再生・破壊業者

# 1. フロン製造業者等による取組

○フロン類を製造・輸入する事業者に対して、以下の取組を求めることとします。

- ① 製造・輸入するフロン類の低GWP化・フロン類以外への代替
- ② 代替ガスの製造のために必要な設備整備、技術の向上、フロン類の回収・破壊・再生の取組



16

## もくじ

### I. フロン対策の必要性

### II. フロン排出抑制法の概要

(1) フロン製造業者

(2) 機器製造業者

(3) 管理者(ユーザーなど)

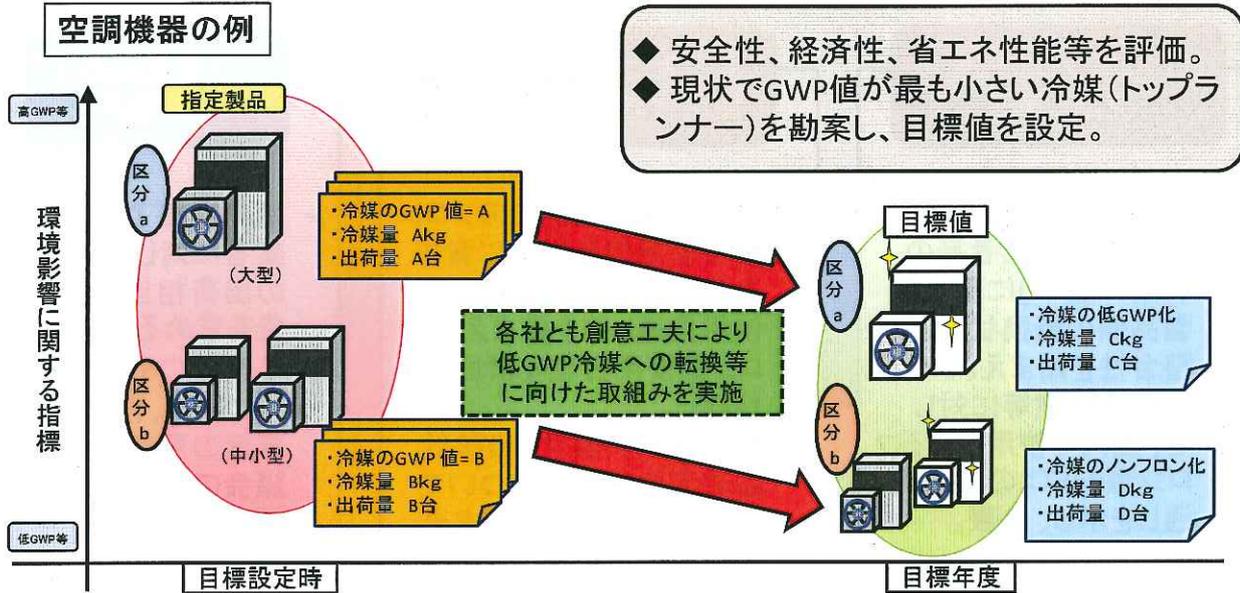
(4) 充填回収業者

(5) 再生・破壊業者

17

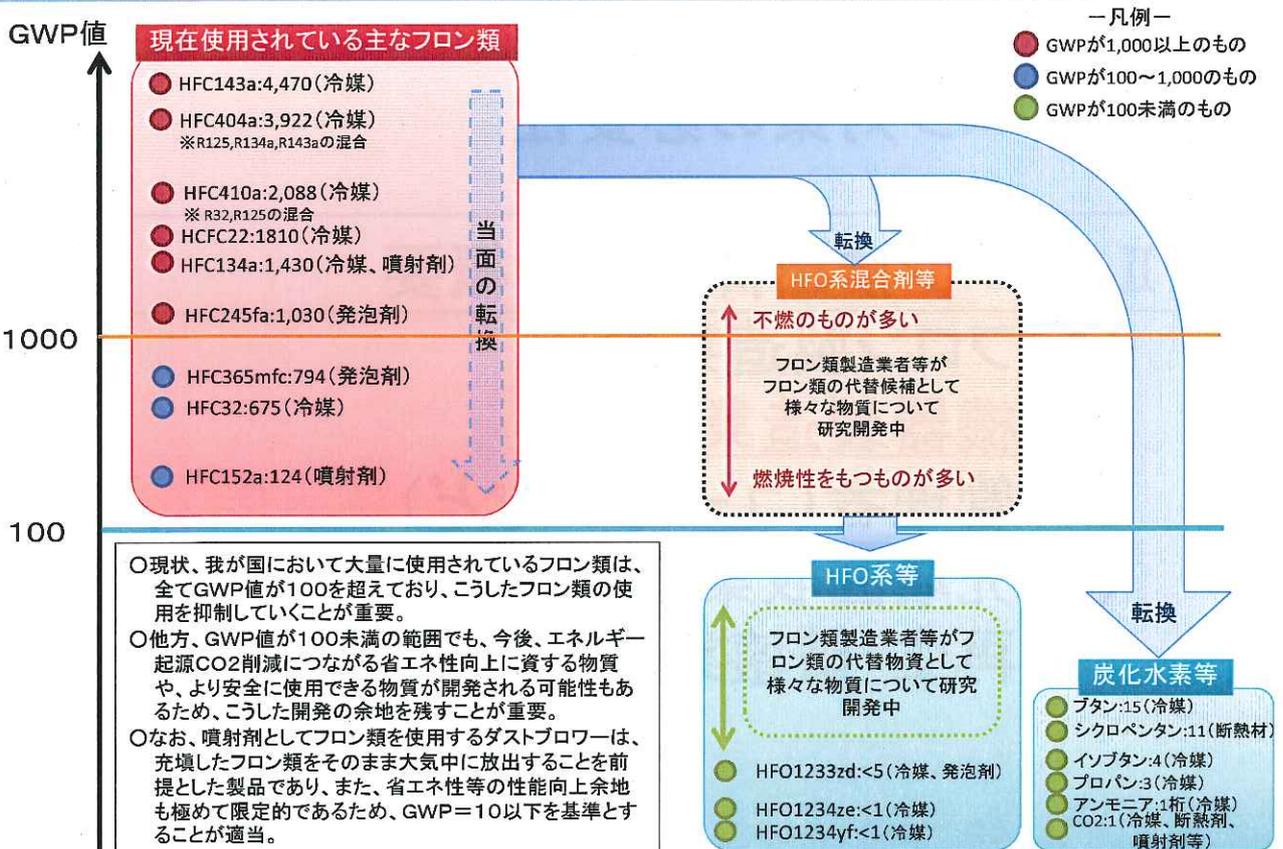
## 2. 指定製品の低GWP・ノンフロン化

○フロン類使用製品の低GWP・ノンフロン化を進めるため、家庭用エアコンなどの製品（指定製品）の製造・輸入業者に対して、温室効果低減のための目標値を定め、製造・輸入業者ごとに出荷する製品区分ごとに加重平均で目標達成を求める制度を導入します。



18

### 【参考】フロン類使用製品が最終的に目指すべきGWP値について



※GWP値は基本的に全てIPCC Fourth Assessment Report (AR4)の値を採用している。ただし、HFO系物質はAR4にGWP値の掲載がないため、IPCC Fifth Assessment Report (AR5)の値を採用している。

19

### 3. 指定製品の対象製品について

- 指定製品の対象は、代替冷媒候補に対応した製品の技術開発及び安全性評価等の状況を踏まえ、以下の7区分を指定します。
- 今回指定対象外の製品についても指定要件が整い次第、随時指定を検討することとしています。

指定製品の区分	現在使用されている主な冷媒及びGWP	環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー(床置型等を除く)	R410A(2090) R32(675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー(床置型等を除く)	R410A(2090)	750	2020
自動車用エアコンディショナー(乗用自動車(定員11人以上のものを除く)に搭載されるものに限る)	R134a(1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット(圧縮機の定格出力が1.5kW以下のものを除く)	R404A(3920) R410A(2090) R407C(1774) CO2(1)	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器(5万㎡以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R404A(3920) アンモニア(一桁)	100	2019
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材(現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa(1030) HFC-365mfc(795)	100	2020
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器(不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a(1430) HFC-152a(124) CO2(1)、DME(1)	10	2019

20

### 4. 特定製品への表示について

- 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器に対して、機器所有者やフロン類回収業者に対するフロン類の回収の必要性の啓発のため、みだり放出の禁止等に関する事項を表示しています。
- その他、フロンの「見える化」の推進のため、法的な義務づけを行っていないものの、国や業界団体などが作成したマークによる任意表示が行われているものがあります。

#### みだり放出禁止等の表示

表示場所：製品本体若しくは周辺の箱体

表示の方法：見やすく、かつ、容易に消滅しない方法

表示の内容：

- ①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- ②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること
- ③当該フロン類の種類及び数量
- ④当該フロン類の温暖化係数(GWP値)

#### 見える化のシンボルマーク

フロン使用機器

フロンの見える化



- フロンが放出されると地球温暖化が進みます。機器を廃棄するときは適正にフロンを回収しましょう。
- 修理時にフロンの補充が多い場合は、フロンが漏れています。修理が必要です。

この機器の温暖化ガス(CO<sub>2</sub>換算)：
56
トン

21

## 5. 指定製品への表示について

- 指定製品について、製品の購入者に対して当該製品に使用されるフロン類等の環境影響度に関する情報を提供することにより、低GWP・ノンフロン製品の購入を促すため、指定製品製造業者等に対して、その指定製品について表示すべき事項を定めます。
- 具体的には以下の事項を原則として、表示事項として指定製品ごとに、当該指定製品の目標値及び目標年度等を定め、表示にあたって遵守すべき事項として、当該指定製品の特徴に応じて定める。
- また、この表示はカタログの改定等に一定の時間を要することから、指定製品の判断基準の施行の日から6ヶ月が経過した日から適用する。

### 表示事項

- (1) 当該指定製品の目標値・目標年度
- (2) 当該製品に使用されるフロン類等(いわゆる自然冷媒、HFO等も含む。)の種類、数量、GWP値
- (3) 当該製品の形名・製造事業者等の氏名又は名称

### 表示イメージ(家庭用エアコンディショナー)



22

## 6. フロン版ラベリング制度について

- さらに、製品購入者が製品を選択する際に当該製品がどの程度の環境影響度なのか一目で分かる分かりやすい表示を行うため、ラベリング制度の策定を検討しています。
- ラベリング制度では、当該指定製品の目標値の環境影響度の程度を商品カタログや取扱説明書において多段階表現するなどして、購入者が直感的に低GWP・ノンフロン製品を選択できるような分かりやすい表示(ロゴマークなど)を検討し、JIS規格により定める予定です。

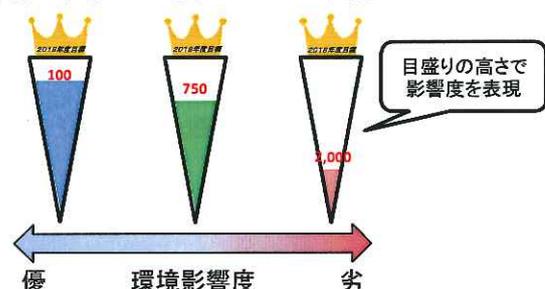
### 表示事項

- 指定製品の基準の達成度合い(多段階での表示)
- 冷媒のGWP値(例:冷媒の温室効果CO2の〇〇倍など)
- 目標年度 等

### デザインイメージ



### 目盛りなどの変化による表記



23